

平 成 3 1 年

西条市議会第2回（3月）定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 1 号	平成30年度西条市一般会計補正予算（第11回）について	別冊
議案第 2 号	平成30年度西条市介護保険特別会計補正予算（第4回）について	〃
議案第 3 号	平成30年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について	〃
議案第 4 号	平成30年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1回）について	〃
議案第 5 号	平成30年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計補正予算（第2回）について	〃
議案第 6 号	平成30年度西条市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について	〃
議案第 7 号	平成30年度西条市庄内財産区特別会計補正予算（第1回）について	〃
議案第 8 号	平成30年度西条市壬生川財産区特別会計補正予算（第1回）について	〃
議案第 9 号	平成31年度西条市一般会計予算について	〃
議案第10号	平成31年度西条市国民健康保険特別会計予算について	〃
議案第11号	平成31年度西条市介護保険特別会計予算について	〃
議案第12号	平成31年度西条市簡易水道事業特別会計予算について	〃
議案第13号	平成31年度西条市公共下水道事業特別会計予算について	〃
議案第14号	平成31年度西条市港湾上屋事業特別会計予算について	〃
議案第15号	平成31年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計予算について	〃
議案第16号	平成31年度西条市土地開発事業特別会計予算について	〃
議案第17号	平成31年度西条市小松地域交流事業特別会計予算について	〃
議案第18号	平成31年度西条市本谷温泉事業特別会計予算	

	について	〃
議案第 1 9 号	平成 3 1 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算について	〃
議案第 2 0 号	平成 3 1 年度西条市庄内財産区特別会計予算について	〃
議案第 2 1 号	平成 3 1 年度西条市壬生川財産区特別会計予算について	〃
議案第 2 2 号	平成 3 1 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計予算について	〃
議案第 2 3 号	平成 3 1 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 2 4 号	平成 3 1 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 2 5 号	市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について	1
議案第 2 6 号	西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について	5
議案第 2 7 号	西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例について	9
議案第 2 8 号	西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 2 9 号	西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 3 0 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例について	2 3
議案第 3 1 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 3 2 号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	3 1
議案第 3 3 号	西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 3 4 号	西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	3 9
議案第 3 5 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 3
議案第 3 6 号	西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水	

	道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道 技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す る条例について	4 7
議案第 3 7 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて	5 1
議案第 3 8 号	西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃 止する条例について	5 5

議案第 25 号

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託について、次のとおり変更協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48条）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

西条市長 玉井敏久

1 協定の目的

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する協定の一部変更

2 協定の金額

変更前 370,027,000円

変更後 350,606,360円

3 増減額

△ 19,420,640円

4 協定の相手方

香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 半井真司

提案理由

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する変更協定の締結について、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 26 号

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を次のように指定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市アウトド アオアシス石鎚	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町 一丁41番地6 株式会社モンベルホールディングス 代表取締役 辰野岳史	平成31年7月1日から 平成34年3月31日まで

提案理由

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 27 号

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例について

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者（認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあっては、当該各号に定める者。以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録申請書に押印する登録申請者の印鑑は、西条市印鑑条例（平成16年西条市条例第153号）の定めるところにより登録されている登録申請者の個人の印鑑（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、当該登録申請者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に登録されている印鑑。以下「登録個人印鑑」という。）とし、当該登録個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、相当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、一の認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当す

る場合は、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (2) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (3) 印影が不鮮明なもの
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑として登録することが適当でないとするもの
- (登録原票)

第 6 条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等の登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、登録原票に認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要とする事項を登録することができる。

(登録証明書の交付)

第 7 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を受けようとするときは、登録を受けている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（以下「登録証明書交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録証明書の交付申請があったときは、登録証明書交付申請書の記載事項及び印影と地縁団体台帳の記載事項並びに登録原票の登録事項及び印影とを照合するとともに、登録証明書交付申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めるときは、当該申請者に登録証明書を交付するものとする。

(登録証明書の記載事項等)

第 8 条 登録証明書は、登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地

(3) 代表者等の登録資格

(4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

2 市長は、登録証明書を交付するときは、その末尾に登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録の廃止)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録を受けている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（以下「登録廃止申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等は、登録を受けている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、登録廃止申請書に登録個人印鑑を押印し、当該登録個人印鑑の印鑑登録証明書を添付して、速やかに市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査し、相当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定により登録原票の登録事項（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）に係る変更の届出があったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として登録していることが適当でないと認める場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等に対し、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書によりその旨を通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地

縁団体は、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による申請を行うことができる。

2 前項の場合において、第3条第1項、第7条第1項並びに第9条第1項及び第2項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と読み替えるものとする。

(登録等申請者の本人確認)

第13条 市長は、第3条第1項、第7条第1項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による申請があったときは、当該申請者が認可地縁団体の代表者等本人であること、又は前条第1項に規定する代理人本人であることを確認しなければならない。

(閲覧の禁止)

第14条 市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第15条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(西条市行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例に基づく処分（手数料に関する処分を除く。）その他公権力の行使に当たる行為については、西条市行政手続条例（平成16年西条市条例第14号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 28 号

西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年西条市条例第31号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略） <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

本市職員の勤務条件を国家公務員に準じ変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 29 号

西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

西条市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年西条市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)、(4) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

提案理由

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している条項の移動が生じるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

学校教育法

第104条（略）

2～6（略）

7 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

(1)（略）

(2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

議案第 30 号

西条市特別会計条例の一部を改正する条例について

西条市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市特別会計条例の一部を改正する条例

西条市特別会計条例（平成16年西条市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等の償還に関する事業</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 西条市住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る平成30年度の出納整理及び決算の事務については、この条例による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際この条例による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市住宅新築資金等貸付事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

住宅新築資金等貸付事業の原資である公債費の償還が平成30年度末をもって終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 1 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～62（略）				1～62（略）			
63 用途地域等における建築等許可の申請に対する審査	1件につき	199,000円（建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第16項第1号に該当する場合には132,000円、同項第2号に該当する場合には169,000円）		63 用途地域等における建築等許可の申請に対する審査	1件につき	199,000円	
64～104（略）				64～104（略）			
105 建築物の一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	135,000円（用途を変更して特別興業場等とする場合には、181,000円）					
106（略）				105（略）			
107（略）				106（略）			

<u>108</u> (略)				<u>107</u> (略)			
<u>109</u> (略)				<u>108</u> (略)			
<u>110</u> (略)				<u>109</u> (略)			
<u>111</u> (略)				<u>110</u> (略)			
<u>112</u> (略)				<u>111</u> (略)			
<u>113</u> (略)				<u>112</u> (略)			
<u>114</u> (略)				<u>113</u> (略)			
<u>115</u> (略)				<u>114</u> (略)			
<u>116</u> (略)				<u>115</u> (略)			
<u>117</u> (略)				<u>116</u> (略)			
<u>118</u> (略)				<u>117</u> (略)			
<u>119</u> (略)				<u>118</u> (略)			

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

2、3 （略）

議案第 3 2 号

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市公民館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
西条市氷見公民館	西条市氷見乙1120番地 <u>2</u>	西条市氷見公民館	西条市氷見乙1000番地 <u>1</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

西条市氷見公民館の建て替え工事完了に伴い、施設の位置を同公民館仮施設から新公民館へ変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 33 号

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例について

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例

西条市公共施設使用料減免条例（平成16年西条市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～48	（略）	1～48	（略）
		49	西条市石鎚山ハイウェイオアシス館
			シス館
備考	（略）	備考	（略）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

平成31年4月1日をもって西条市石鎚山ハイウェイオアシス館が廃止されるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 34 号

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例（平成16年西条市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所)</p> <p>第3条 施設の入所定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 西条市すみれ荘 <u>11世帯</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入所)</p> <p>第3条 施設の入所定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 西条市すみれ荘 <u>20世帯</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

母子生活支援施設統合整備事業による「西条市すみれ荘」の改修に伴い、施設の部屋数が減少するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 35 号

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が改められたため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 36 号

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年西条市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第1項第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

水道法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第148号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

水道法（昭和32年法律第177号）

（技術者による布設工事の監督）

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

議案第 37 号

西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

西条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市火災予防条例の一部を改正する条例

西条市火災予防条例（平成16年西条市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第47条（略）</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反するときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</p>	<p>第47条（略）</p>

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提案理由

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を開始するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 38 号

西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃止する条例について

西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市化学分析センター設置及び管理条例を廃止する条例

西条市化学分析センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第148号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（西条市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 西条市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年西条市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 特殊勤務手当表				別表（第2条関係） 特殊勤務手当表			
種類	内訳	支給する者の範囲	支給額	種類	内訳	支給する者の範囲	支給額
1～10 (略)				1～10 (略)			
				11 有害 物取扱手 当		化学分析セ ンターに勤 務し、有害 な物質の分 析業務に従 事すること を常態とし た職員	1日につ き 29 0円
11 (略)				12 (略)			

提案理由

平成30年度末をもって西条市化学分析センターの運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。